

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

2019年4月1日から2021年3月31日までの2年間

2 内 容

目標1：「イクメン」のすすめを実行します。男性職員の育児休業の取得と子の看護休暇の取得を促進します。

<対策>

2019年4月～ イクメンが現れる環境づくりのために、まずイクボスを育成します。管理職にワークライフバランスに関する法律や制度の勉強会と情報提供を行います。

2019年4月～ イクメンに子の看護休暇の取得を勧めます。

2019年4月～ 男性職員から配偶者妊娠の情報提供があった時には、配偶者分娩特別休暇や育児休業制度について説明し取得を勧めます。

2020年4月～ 男性職員の育児休業取得促進対策として、育児休業のうち5日間を有給とします。

目標2：繰り越し日数を除いた年次有給休暇の取得率をひとり当たり70%以上とします。

<対策>

2019年4月～ 法人が時季を指定して計画的に付与できる規定を適用します。

各年4月～ 事業所ごとに年次有給休暇の取得促進の具体策を作成し公表します。

各年7月～ 取得状況を公表し、取得の少ない職員に対して取得を促したり、時季を指定して付与したりします。

各年度末 取得状況を集計して公表します。

目標3：子どもが親である職員の働いているところを見ることができ
「家族の職場訪問」を毎年7月から8月の間に実施します。

<対策>

各年4～6月 事業所ごとに日程及び内容を計画し参加を促します。

各年7～8月 家族の職場訪問を開催します。その後アンケート調査を行い改善の検討を行います。

2019年4月1日

社会福祉法人 青谷学園

理事長 白 樫 忠